

## 【論文】

# フィリピン・ミンダナオ島農村部における障害者の生活とインクルージョン —分離されないことを手がかりに

笠原 千絵 (社会福祉学科教授)

要旨：本論の目的は、障害者を対象とする公的サービスや専門職による支援が極めて限定的なフィリピン、ミンダナオ島農村部でのインタビューを通し、障害者が送る日常生活の現状を明らかにすることで、制度による分離や被援助者として対象化されることがない暮らしからインクルージョンの手がかりを得ることである。町には特別支援級が1つしかなく、障害のある児童のほとんどは普通級に在籍し、学校でも家の近隣でも多くの友人と過ごし、障害のない児童と概ね同様の生活を送っていた。近隣住民との関係は29人のうち20人が「良い関係がある」と回答し、理由として家族の理解と協力、そこから生じる近隣住民の理解、孤立を感じる理由として近隣からの物理的距離、不就学の影響が考えられた。協力者と関係者のいずれも、障害に否定的な意味合いを付与していなかった。私たちはフィリピンの小さな町に暮らす人々から、はじめから分けず共に暮らす、評価に基づく選別をしない、多様な存在のまま尊重するといったことを学ぶべきである。

キーワード：障害者、インクルージョン、フィリピン、ミンダナオ島、分離

## 研究の背景・問題意識

2022年8月、障害者権利委員会による総括所見は、政策によって障害者を「分ける」ことを早急にやめるよう日本政府に対応を求めた。具体的には、施設収容の継続が家庭生活や地域生活を奪い(19条自立生活とインクルージョン)、医学モデルの評価により普通級で学ぶ機会を制限し(24条教育)、就労系障害福祉サービスで障害者を分離する(第27条労働)ことであり、「子どもの頃から分けられてきたのに、大人になってから急に一緒にと言われても、どうしたらいいか分からない」という知的障害のある人の言葉と重なる。特に19条と24条は勧告よりも強い要請であり、入所施設や家族に依存しない政策への転換が強く求められている。

一方、インクルージョンの実現に欠かせない市民社会の変容に関し、共に暮らす市民という視点の弱さは、専門職による支援が作り出す側面がある。例えば鈴木(2020)は日本で脱施設が進みにくい理由として、歴史、政策と並んで、施設の価値観が地域で継続しミニ施設化が生じることや、本人と家族の支援の不十分さといった支援の課題を挙げ、歴史は変えられないものの、政策と移行支援に関わることは変えられると指摘する。細分化されたサービスに切り取られた場において、障害者を利用者や支援対象ととらえることで、地域に根差し暮

らす住民という視点は持ちにくくなる。また制度化された社会福祉において、当事者と支援者の関係は非対称的になりやすい。こうしたことに無自覚な支援者に支援される障害者、働きかけられる市民は、同様の価値観を内在化するのではないか。

では、制度により初めから分けられることがない、あるいは専門職により対象化されない環境において、インクルージョンは実現しているのだろうか。話は飛躍するようだが、私は十年ほど前からフィリピン、ミンダナオ島の農村に通うようになり、ジュンジュンという男性と知り合った(図1)。働き者の彼は食事の準備や家畜の世話に毎日忙しく、作業仲間は彼の手料理に舌鼓をうち、夜は共にビールを楽しむ。母親への仕送りに加えて甥の学費を支援することを誇りにする彼は、家電に頼らない家事ができない私をいつも気遣ってくれる。ある時私は彼に軽度の知的障害があると知りショックを受けた。彼のごく普通の暮らしぶりから障害に気付かなかったこと、環境の影響や日本との違いもさることながら、私自身が障害者の暮らし方にステレオタイプを抱いていたことに直面したからだ。



図1 近所の子どもにヤギの扱いを教えるジュンジュン

中央に見えるのがヤギ小屋、点在する黒いドーム状のものは闘鶏用に飼育する鶏の小屋。他にも豚、食用の鶏、アヒル、水牛などの世話をする。

開発途上国の障害者の大多数は、保健、教育や就労の機会が制限され、さらなる貧困に陥りやすいという悪循環の中におかれている。例えば、医療、専門職、サービスの圧倒的不足と、差別や無理解から、精神障害を理由とする拘束が常態化している (Human Rights Watch 2022)。しかし、セブ島のある村で発見された例では、身寄りがなく危険判断ができない障害者がトラックに轢かれそうになるのを見かねた住民が、お金を出し合いやむなく小さな檻をつくり、食事を交代で運んでいたという。拘束<sup>1)</sup>は当然許されることではないが、周囲の無理解や無関心から孤立した家族が、障害のある子をやむなく閉じ込めるという日本の例とは異なるよ

うに思う。こうした暮らしの中に、インクルージョンの手がかりがあるのではないか。

本論の目的は、障害者を対象とする公的サービスや専門職による支援が極めて限定的なフィリピン、ミンダナオ島の農村部において、障害者がどのような日常生活を送っているかを明らかにすることで、制度による分離や被援助者として対象化されることがない暮らしからインクルージョンの手がかりを得ることである。具体的には、障害者が近隣住民とどのような関係を持ち、それがどのように可能なかに焦点をあてる。障害者権利条約でいう自立生活とインクルージョンの要素には、自立的生活様式の選択、支援サービス、主流（一般）のサービスのアクセシビリティと対応性があり、これらを国として整備していくことが求められるが、本研究ではこれらの分析は目的としない。

## 1 先行研究

### 1-1 フィリピンの障害者施策の概況

2020年のフィリピン国勢調査によれば、5歳以上の世帯人口9760万人のうち、何らかの機能障害をもつ者の数は846万9426人、全人口比8.7%である。同調査では6つの機能障害のいずれかをもつ世帯員の有無を質問し、困難がある人の割合は、見る78.3%、聞く21.1%、歩くまたは階段を上る2.4%、記憶するまたは集中する16.4%、身の回りの世話をする7.6%、コミュニケーション7.4%であった。2000年国勢調査の障害者数94万2098人、全人口比1.2%と大きく異なるが、森・山形(2010)はフィリピン政府による調査で障害者人口比率が大きくばらつく理由として、障害の定義に加え(例：回答者への依存、医学モデル、調査員の技術や知識不足)、統計的問題を指摘している(例：標本数、サンプリング、個人と家族データの混在)。いずれにしても、8.7%という比率はWHOによる世界人口の16%(WHO 2023)という推計に近づいた。

フィリピンは、途上国の中で比較的早く障害者関連法制の整備を始めたが、効果は限定的である。1992年共和国法No.7277は、障害者憲章(マグナカルタ)として知られ、障害者の政治的・市民的権利、教育、保健、雇用、および支援サービスや社会生活へのアクセシビリティの促進、差別の禁止等を規定している。2007年共和国法No.9442による改正では公共交通機関、医療サービスや医薬品、食堂などでの割引を法律として制定し、障害者IDの提示により割引が受けられるようになった。比較的利用頻度が高いのは公共交通機関等の料金割引であるが(山形・森2008)、制度の浸透度や効果が不十分という課題がある(知花2009、森・山形2013)。障害者権利条約の批准は2008年で、日本の2014年より早く、2018年に初回審査を受けている。総括所見では、法律および政策全般における医療的及び慈善的アプローチ、汚名や障害に基づく差別を引きおこす法律、総合的政策の欠如等に関し、合計で懸念31項目、勧告39項目、留意1項目、奨励2項目がまとめられている(Committee on the Rights of Persons with Disabilities 2018)。

障害者に対する社会福祉プログラムおよびサービスの提供は、地方分権化の観点より、社会福祉開発省(The Department of Social Welfare and Development: DSWD)から地方社会福祉開

発事務所 (Local Social Welfare and Development Office : LSWD) を通じて州、市および町に委譲される。共和国法 No. 7277 障害者憲章の実施規則により、サービスの実施のため、地方自治体の社会福祉開発事務所 (Municipal Social Welfare and Development office : MSDW) にソーシャルワーカーが配属される。2010年にはプログラムの確実な実施を目的に共和国法 No. 10070 が制定され、全ての州、市および町に障害者問題事務所 (Persons with Disability Affairs Office : PDAO) の設立を規定している (Susmerano and Yamada 2021)。PDAO は権利条約批准に向けて障害者関連の政府部門の調整機関を大統領直属機関として改組した全国障害者問題協議会 (National Council on Disability Affairs : NDCA) の地方組織で<sup>2)</sup>、権利ベースのアプローチを前提とする (森 2010)。

フィリピンでは、2022年3月、「障害のある学習者のためのインクルーシブ教育法」(共和国法第 11650 号) が制定・発布された。法的拘束力のないガイドラインに基づき行われてきたインクルーシブ教育の徹底、特殊教育からインクルーシブ教育への転換、全ての障害児の教育保障といった、従来指摘されてきた課題 (上岡ら 2019) に対応する法律ができたといえる。上岡らはフィリピン人教師への聞き取り調査により、インクルーシブ教育の学級手段として、学年や障害種を問わない1つの学級での実施や、普通級でのインクルージョン授業のような形式、そしてそれが教員・児童数が少ない地方部における極めて稀なケースであることといった結果を紹介している (上岡ら 2019)。

## 1-2 アジア経済研究所による障害者の家計調査

アジア経済研究所が開発の観点からフィリピンで行った障害者の一連の家計調査 (表 1) を中心に、障害者の生活概況をまとめる。フィリピンはルソン島、ビサヤ諸島、ミンダナオ島の3地方に大きく分けられ、同研究所はいずれの地方でも調査を行っているものの、ミンダナオでの調査は予備調査のみである。フィリピンの地方自治体の単位は、州 (Province)、市 (City) と町 (Municipality)、バラングイ (Barangay) の3層構造であり、これらの行政単位は、2024年未現在で18の地域 (Region など) に分けられる。

表 1 アジア経済研究所によるフィリピンの家計調査等一覧

山形・森(2008)	2007年ルソン島マニラ首都圏で肢体不自由、視覚障害、聴覚障害者計30人、ミンダナオ島で聴覚障害者13人を対象に、2008年マニラ調査の予備調査として実施。
森・山形(2010)	2008年マニラ首都圏にて、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者計403人を対象に実施。社会モデルの観点に立ち、障害当事者を調査員として採用。
森・山形 (2013a,2013b)	2010年ルソン島農村部、バタングス州ロザリオ市にて、市社会福祉開発局が把握する15歳以上の肢体不自由・視覚・聴覚障害者106人を対象に実施。2008年マニラ首都圏調査との比較。
森・山形(2018)	2016年ビサヤ地方セブにて実施。上記の調査で十分に分析できなかった障害女性の生計、障害児の教育に焦点化。それぞれ106人、105人に実施。

非障害者に比べ障害者は低学歴であることがいずれの調査でも確認されている。ルソン島の都市部では全く教育を受けていない(8%)から大学中退、大卒、修士以上(計25.1%)まで最終学歴が広く分布する一方(森・山形2010)、農村では全くの未就学が23.6%、小学校卒未満が58.5%と小学校中退者が目立って多い(森・山形2013)。一方、セブ島では都市部、農村部ともに、またいずれの障害でも小学校中退者が非常に多く、都市部では精神・知的障害者の7割、農村部では視覚障害者の8割が該当する(森・山形2018)。

フィリピンにおける障害者の就業パターンは(1)障害者向けの作業場、(2)地方自治体での雇用、(3)自営、(4)民間企業での雇用の4つに分類され(山形・森2008)、地域の産業により割合が異なる。調査対象者のうち被雇用者の割合はマニラ首都圏では約半数(森・山形2010)、ロザリオ市では39.6%(山形・森2013)、セブでは45～64歳の成人障害女性の就労率が都市部でも農村部でも高く、農村部ではこの世代の半数弱が就労できている一方で、若年世代は3割未満しか就労していない(森・山形2018)。自営では、マニラ首都圏で視覚障害者がマッサージ師として営業する例(山形・森2008)、民間企業での雇用では、セブで先進国からのアウトソーシングの需要に応える雇用創出の例があり(山形・森2018)、雇用機会の多様化の兆しが見られる。一方農村部のロザリオ市では、産業別にみると農業が19%と最も高く、農業が障害者の安定的な雇用先となっていることが伺える。マニラ、ロザリオ市ともに障害者が従事する経済活動は多様であり、「その他」に分類される仕事が多い(例:建設労働、家事労働、氷売り、路上の物売り、内職等)(森・山形2013)。一方、ミンダナオ島に代表される地方では、教育・訓練施設や障害者自助団体の欠如から、障害者の雇用どころか、生活上のエンパワメントも覚束ない状況である(山形・森2008)。

いずれの地域でも障害者の生活困窮度は高い。マニラ首都圏における標本障害者(カッコ内はマニラ首都圏全体)の貧困人口比率は40.8%(10.4%)、貧困ギャップ比率30.6%(1.5%)、2乗貧困ギャップ比率は27.0%(0.5%)と、3つの値全てがマニラ首都圏全体の値よりかなり高い。特に2乗貧困ギャップ比率の乖離が非常に大きいことは、標本障害者の貧困層の中の所得分配がきわめて不平等であることを示している(森・山形2010)。マニラ首都圏ではマッサージ師という職種の成功により視覚障害者の平均所得が最も高かったが、ロザリオ市では肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者の順であった。ロザリオ市の重複障害者の個人所得は肢体不自由者の3分の1、一人あたり家計所得では4分の1と格差が際立ち、地域の社会的環境、物理的環境によって障害種別の所得の傾向が大きく違うことが明らかとなった(森・山形2013)。

障害者福祉の制度である障害者憲章は周知も活用も不十分である。まずマニラでは「知っている」が31.9%であり、障害者IDの保持者は全体の半数に留まる(森・山形2010)。障害者団体への所属が認知度を高める可能性があるが、特別支援学校就学経験では可能性が確認できなかった。一方ロザリオ市では「知っている」が13.2%にすぎず、障害者政策についての情報が行き届かないことに加え、割引対象として定められるサービスが農村地域では利用

できないことが理由として考えられた(森・山形 2013)。これらの調査は障害者 ID により割引が受けられるようになった 2007 年の翌 2008 年と 2010 年に行われたものであり、その後改善されている可能性がある。

### 1-3 障害者の地域生活やインクルージョンに関する研究

フィリピンでは、障害者団体、政府が活用できる障害に関する統計や調査の少なさが指摘されている(Nasir et al.2019)。SocINDEX の検索では、フィリピン×障害(Disability, Disabilities, Disabled)で 44 件が該当し、近年では障害と女性、貧困といったインターセクショナルリティ、医療格差といった格差の観点からの研究が行われている。障害者の地域生活や地域におけるインクルージョンに関する研究に次のようなものがある。

まず、地域活動への参加と障壁、理由に関する分析である。ルソン島、マニラ首都圏のケソン市とビコール地方リガオ市で調査を行い、活動制限についての回答から障害者を推定、非障害者の回答と比較をした Marella et al. (2016)によれば、フィリピンの障害者は非障害者と比較して、幸福度スコアが有意に低く、医療サービス、仕事、リハビリテーション、教育、政府の社会福祉、および災害管理へのアクセスが制限されていた。障害があることおよび家族の否定的な態度は、障害者が仕事、地域の集会、宗教活動、および社会活動に参加する際の障壁となる。一方 Thatcher(2023)は、障害者と家族の価値観に着目し、①障害者本人、②家族から障害者、③家族から障害者以外の家族メンバーの間で価値の重みづけを比較する調査をマニラ首都圏のヴァレンズエラ市で行った。その結果、各グループが共通して高く価値づけた項目に「良い食事」「良い家族関係」「医療へのアクセス」「サポート」があった。グループにより異なる点として、家族は障害者本人が重視する教育や訓練へのアクセスを過小評価し、地域社会への参加、友人作り、家の外での安全を障害者本人より高く評価した。両研究からは、家族の態度や価値観が地域社会への参加や関係形成の障壁にも促進要因にもなることが伺える。

次にフィリピンで、障害はどのように認識されているのだろうか。Palad et al. (2021)は、インクルージョンの推進に影響する障害の理解や認識について、マニラ首都圏にて健常者と身体障害者を対象に調査を行った。その結果、障害者、健常者ともに身体障害に対して肯定的な態度、また障害者はより肯定的な態度を持つことが明らかとなり、フィリピン人の積極的な態度は、障害者のインクルージョンと参加の改善により影響を与えると考察している。Tanaka et al(2018)は、精神疾患とてんかん患者が経験するスティグマに関連し、マニラ首都圏のモンティナルバ市で、当事者と関係者へのインタビューを行った。その結果、誤った認識が(例:メンタルヘルスの問題は家族の問題で「血の悪さ」からくる、身体にも深刻な機能障害が及ぶ、短期間で完治する)、不当な扱いや差別、ひいてはインクルージョンの障壁につながる一方、否定的な経験に対して運命論的な反応を示すことがあり(例:不当な扱いを運命と受け入れる、神の助けを信じる)、この運命論が精神障害者が希望を持ち続けるのに役立

つこと、また伝統的な相互扶助慣習であるバヤニハンの精神に基づく支援は珍しくなく(例: 食べ物を与える, 家を無償で提供する, 地域社会の一員としてイベントに招待する), 共同体の結束を促し, 社会的排除の緩和につながることを明らかにした。キリスト教的な見地からの障害への肯定的な見通し(例: 重荷や呪いとしてではなく, 贈り物や祝福としての障害のある我が子)はミンダナオ島ダバオ市とタグム市で行った障害児の親へのインタビューでも明らかにされている(Lasco et al. 2022)。

最後に, 知的障害者とインクルージョンに関する研究として寺村(2020)がある。寺村(2020)は中部ビサヤ地方, ボホール州ダウイス市にある支援施設でフィールド調査を行い, 成人知的障害者の役割, 当事者や地域住民との交流について着目し, 地域社会へのインクルージョンの可能性について考察した。その結果, 支援者が過度の介入を行わず, メンバー同士が互いに支えあいながら活動を展開し, メンバーは新たなアイデアを持ち, 地域コミュニティで活動を展開していたことが明らかとなった。当該施設は同州の特別支援学校で活動した元JICA 海外協力隊員が, 活動の機会や居場所がない成人知的障害者のために開設した施設であり, フィリピンにおいて一般的な例という訳ではない。

以上のレビューより, 先行研究の動向は次のようにまとめられる。まず, 調査の対象地域はルソン島, マニラ首都圏をはじめとする市が中心で, 農村部の町, とりわけミンダナオ島で実施されたものは少ない。そのため, 当事者が感じる活動制限や教育, 訓練の重視が, マニラ首都圏のように高度に都市化された場で特有なものかは明らかでない。対象とする障害は身体障害が中心で, 障害全般について論じているものの, 精神障害や知的障害を含めていないことが多い。

## 2 研究方法

### 2-1 調査対象地域の紹介

本研究では, フィリピンのソクサージェン地方, コタバト州プレジデントロハス町において, インタビュー調査を実施した。同町はミンダナオ島の玄関口ダバオから車で5~6時間ほどの距離に位置し, 州都キダパワン市が5つの町に分割される過程で上下2つに分断され, 間にマタラム町をはさむ特異な地理的条件にある(図2)。ダバオ出身のドゥテルテ前大統領の政権下インフラ整備が大幅に改善されるまでは, ダバオまで車で7~8時間と一日がかりであり, 幹線道路から少し入ると未舗装の道もまだ多い。庶民の移動手段はバイクやトライシクルで, 中距離の移動には町のバスターミナルからジープニーを利用する。面積は618.25km<sup>2</sup>で, 主な産業は農業である。

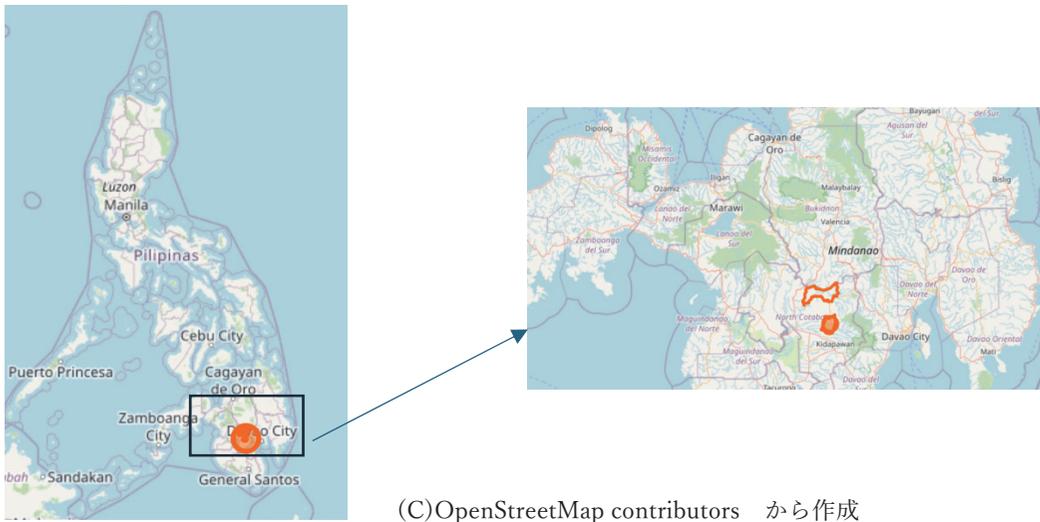


図2 プレジデントロハス町の位置

2020年の国勢調査によれば、プレジデントロハス町の総人口は52,512人、人口密度は85人/㎢である。また、年少人口は36.03%、生産年齢人口59.92%、老年人口4.05%、平均年齢は22歳である。コタバト州の一部はパンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治区に含まれ、ムスリム系住民も少なくない。また、ルソン島とビサヤ諸島からキリスト教徒の移民が来る前から住んでいたマノボ族が町北部に多く、ほぼ各バラングイに集住地域があり、多様な人が暮らしている。プレジデントロハス町社会福祉開発部担当者への照会によれば、障害者IDが交付されている登録障害者数は522人で、人口の1%に該当する。更新しない人、未申請者も多いため、実数ではなく、新規申請者は少ないとのことである。

2021年のプレジデントロハス町の貧困率は38.5%である。2023年に5人家族が最低限の基本的な食料と非食料のニーズを満たすには、全国平均で少なくとも月額13,873フィリピンペソが必要であり、プレジデントロハス市が位置するソクサージェン地方は12,241フィリピンペソと、18地域のうち貧困ラインが最も低かった(Philippine Statics Authority 2024)。これは1人1日あたり約1.38ドル(81ペソ)にあたり、世界銀行の国際貧困線2.15ドルを下回る。

## 2-2 調査方法と協力者

調査方法と協力者を決めるにあたり、障害者を含む住民で調査チームを構成し、助言と実施に向けた調整等の支援を受けた。チーム構成員の内訳は、身体障害者である町役場職員、元NGO職員、知的障害者を養子に迎えた家族、大学生(通訳)、後述するSKのチェアマン、主婦である。協力者の選定と調査実施においては、若者の直接選挙により最小行政単位であるバラングイごとに選出される青年評議会「サングニアン・カバタアン」通称SKの協力を得た。

対象地域と協力者は次のように選んだ。まず、山岳地帯でアクセスが悪く安全確保が困難

なため、町上部の10バラングイを除外した。次に、下部15バラングイのうち、くじで6バラングイを選んだ。対象バラングイの人口は1000人台と3000人台が各3か所、8000人台が1か所である。そして対象バラングイのSKに、成人の知的障害者を5人選出するように依頼した。SKの着任後の最初の仕事として、バラングイの全戸訪問調査があり、障害者のいる世帯や暮らしぶりを知っているという理由からである。こうして抽出した障害者に加え、障害者の支援に関わる専門職にも調査への協力を依頼した。

結果的に、調査協力者は町在住の障害者39人(学齢児(保護者)26人、成人13人)(表2)、関係者7人(MSDWの障害者担当者1人、特別支援級教員1人、小学校教員5人)の計46人となった。SKには成人の知的障害者5人を抽出するよう依頼したものの、当日会場には、年齢も障害種別も多様な人が集まった(表3、表4)。理由として、後述するように障害認定を受けていない人も多く、障害者本人、家族のいずれも障害名を知らないこと、SKによる障害についての理解がある。また、協力者の数はバラングイにより4人～9人と幅があったが、全てにインタビューを実施した。バラングイBでは、協力者の全てが7才～11才の学齢児であり、教員が近くの小学校からバラングイホールに引率してきた。保護者が同席しない児童もいたため、後日小学校教員にインタビューを実施することになった。当初予定していた6つのバラングイでインタビューを終えた時点で、知的障害のある成人の協力者が少なかったことから、7か所目としてバラングイGで追加インタビューを行った。結果で用いる協力者の名前は全て、調査地で一般的な名前を用いた仮名である。また、カッコ内は回答者が認識している障害である。

表2 バラングイごとの調査協力者数(障害者のみ)

バラングイ	児童		成人		合計
	男	女	男	女	
A	1	0	2	2	5
B	2	7	0	0	9
C	2	3	0	0	5
D	1	2	0	2	5
E	2	1	2	0	5
F	1	3	0	0	4
G	1	0	2	3	6
合計	10	16	6	7	39

表3 調査協力者の属性(児童)

	男(10)	女(16)
年齢	4-6歳3、7-12歳5、13-16歳1、17-18歳1	4-6歳3、7-12歳11、13-16歳1、17-18歳1
回答者	本人1、母7、母以外の親族2	本人6、母7、母以外の親族3
学籍	幼稚園2、小学校5、支援級3、不就学0	幼稚園2、小学校12、支援級0、不就学2
ID障害名	発達障害1、精神障害3、申請中1、未取得・不明5	身体障害1、精神障害2、申請中1、未取得・不明12
障害認識*	知的障害・ASD各2、言語障害・聴覚障害・視覚障害・身体障害・脳性麻痺・発達障害・不明各1	言語障害・身体障害各2、知的障害・聴覚障害各1、不明10

単位：人、\*複数回答

表4 調査協力者の属性(成人)

	男(6)	女(7)
年齢	20代2、30代3、40代1	20代1、30代各1、40代2、50代3
婚姻状態	既婚0、未婚5、不明1	既婚4、未婚3
最終学歴	高卒3、支援級在籍中2、不明1	小学校中退3、不就学2、不明2
仕事	あり2、無職4	あり3、無職3、専業主婦1
ID障害名	精神障害2、言語聴覚障害2、未取得・不明2	身体障害3、言語聴覚障害1、精神障害1、未取得・不明2
障害認識*	知的障害2、身体障害2、聴覚障害1、脳性麻痺2	身体障害3、知的障害2、不明2

単位：人、\*複数回答

インタビュー会場は、バランガイホールまたは小学校のジムとした。バランガイホールとは、事務室や会議室を備えたバランガイの庁舎で、コミュニティセンターとしても機能するため、ヘルスステーション、集会やスポーツ大会に使われるジム(屋根のみで壁のない体育館のような施設)を併設する(図3)。設備の充実度はバランガイの財政により大きく異なり、フリーWi-Fiが使えるジムや冷房完備の事務所を備えたホールから、木材やセメントが朽ちかけたホールまで様々で、選挙運動の一環として政治家から寄付されることや、貧困地域では改修に国からの助成を受けることがある。



図3 バランガイジムにて謝礼の米を手にとる協力者

右手奥の建物がバランガイホール。会場にしたバランガイのジムは、フィエスタや様々な集会の会場として使われ、住民に身近な場である。

インタビューは保護者の負担を減らすため、小学校の新学年開始に向けたイベントと日程を合わせ、2024年7月から8月にかけて実施した。イベントは学校の清掃、成績不振児の補習を行う学校行事に、日本のNPO法人Xによる生活困窮家庭児への学用品配布と低栄養児への炊き出しを合わせた企画で、インタビュー対象児童の多くは、補習および学用品配布対象でもあった。現地では反政府組織が支援活動に見せかけた勧誘活動を行うことがあり、正当な手続きを経た調査活動であることを示すため、町長の判断により警察官が同行することとなった。

いずれのバランガイでも、協力者は開始時刻の1時間近く前から、早い人では午後1時からのインタビューにも関わらず朝8時から集まった。協力者には謝礼として、米5キロおよび缶詰、乾物を渡した。現地での災害救援活動や、社会福祉開発局からの給付として、米が一般的であることに加え、現金は違法ドラッグ購入やギャンブルに使われることがあるという調査チームの助言からである。会場では謝礼のコメを見て、自分にもインタビューをしてほしいと申し出る障害者がいたが断った。SKはバランガイの小学校教員やブロックリーダー（日本でいえば町内会長）とも相談しながら、困窮度が高い、あるいはぜひ話を聞いてほしいと考える障害者および家庭を優先的に選定していたからである。

インタビューの時間は1人20分（児童本人の場合）～45分である。私が英語で質問し、通訳が地元の言語であるイロンゴ語に訳した。英語で話し出し途中でイロンゴ語に切り替える例、ビサヤ語を話すためさらにSKが通訳に入る例もあった（ビサヤ語→イロンゴ語→英語）。事前にインタビューガイドを準備したものの（表5）、複雑な家族構成や障害についての確認、通訳にかかる時間、協力者の待ち時間や負担からガイド通りの進行は難しく、途中からはよく会う人や近隣住民との関係を中心に質問した。

表5 インタビューガイドの例（障害者本人用）

1 あなたの今の暮らし の何を教えて下さい	今何歳ですか／誰と、どこで暮らしていますか／誰に手助けしてもらっているかを教えて下さい
2 毎日の日課、1週間 のスケジュールについて 教えて下さい	毎日の日課について教えて下さい。また曜日ごとにすることがあれば教えして下さい／家ではどんな役割がありますか／家以外の場ではどんな役割がありますか
3 よく行く場所について 教えて下さい	よく行く場所はどこですか。そこでは誰とどんなことをしますか／他の人が行く場所を利用できなくて困ったことがありますか／普段行く場所で嫌な思いをしたことはありますか
4 よく会う人について 教えて下さい	よく会う人は誰ですか。どこで会って、何をしますか／行く場所や会う人が少なくてさみしいと思うことがありますか
5 将来の暮らしについて お聞きします	将来はどこで、誰と暮らしたいですか／それはなぜですか／そのために何が必要ですか

インタビューは録音したものの、分析には逐語録を用いなかった。3つの言語を介する中で、発言の細かいニュアンスが失われると考えたためである。そこでインタビュー中のメモに基づき、まず私が日本語にて要約および発言をまとめ記録を作成した。次に記録をもとに通訳とふりかえりを行い、制度の不明点を調査チームのメンバーに確認し、加筆修正したものをデータとした。また、観察、ふりかえりを通して気付いた点、通訳を含む調査チームのコメントを調査記録として分析にも用いた。分析はまず、全協力者の記録を、質問項目にそって1枚のエクセルファイルにまとめた。次に、データを並べ替えて質問項目ごとに回答の特徴を検討し、個別の記録および調査記録を確認して分析案をまとめた。分析案は調査チームの確認、

コメントをふまえて修正した。

倫理的配慮として、調査内容及び手続については、上智大学人を対象とする研究ガイドラインに従っている。ただし、協力者および保護者には小学校中退者がいること、数ページにも及ぶ説明書が協力者を委縮させることが予想された。現地の文化や風習に合った形とするため、ミンダナオ島ダバオ地方で実施された調査で用いられた調査説明書 (Lasco et al. 2022) を参考に、調査チームから助言を得て行った。なお、外国人による調査であることから、実施について町長の許可を得ている。

### 3 結果

#### 3-1 学齢期の障害のある子どもの日常生活

幼稚園と小学校は各バランガイにあり、児童は基本的に住所のあるバランガイの小学校に歩いて通う。障害の有無に関わらず低学年のうち、あるいは学校まで遠く徒歩で通えない場合、保護者か近所の人バイク、トライシクルで送迎することがあるが、協力者の中には母が抱いて送迎する例があった (Angela, 4歳, 身体障害)。登下校時刻には学校の周りに送迎者が留まっていたり、教室の全ての窓が開け放たれていたりすることもあって、学校全体が明るく開放的な雰囲気である (図4)。



図4 小学校のジムで行ったインタビューの様子

手前から時計周りにインタビュー協力者母子、私、通訳。後ろには警察官が2人いる。奥のステージでは寄付品の贈呈式をしている。

町役場のあるバランガイ・ポブラシオンのセントラル小学校には、町で唯一の特別支援級がある。在籍児童は17人で、①幼稚園、1年次の簡易アセスメント、②小児科等医師の診察、③子を就学させていなかった両親の判断、④学年担任による照会などを経て在籍に至る。①②④は医療、教育の専門職による「見立て」である一方、日本で馴染みがないのが③であり、障

害のある子どもを就学させない、できない家庭が少なくないため、就学手続きの時期に、教員が就学について町内を車で宣伝して回るといことである。そのため学齢を経過して就学したケースも珍しくなく (Jesse, 18 歳, 精神障害 (知的障害) / Christian, 20 歳, 精神障害 (知的障害) / James, 39 歳, 言語聴覚障害 (脳性麻痺)), 支援級を訪問した際、偶然にも調査チームメンバーの幼少期の遊び友だち Joseph (聴覚障害) が在籍していて、数十年ぶりに再会するという場面があった (図 5)。一方退学の理由には、①経済的困窮 (通学費用の捻出, 付き添いのため親が働けないことによる収入低下, 多子など), ②病气, ③家族による理解の不一致などがある。



図 5 支援級で学ぶ Joseph と幼少期の遊び友だちの Ramel

町中心部の店に米を買いに行った際、店の前のソファでくつろぐ Joseph に偶然会った。調査チームの Ramel によれば、幼少期、近隣住民が Joseph を仲間外れにしないよう子どもたちに言い聞かせていたこともあり、いつも Joseph を探して一緒に遊んでいたとのこと。その後転居により会う機会が減った。

現状では支援級に学年および在籍期限はなく、普通級在籍に向けたトレーニングを行っている。読み書きと簡単な計算ができるようになれば普通級に転籍となるが、教室での行動により普通級担任より不可とされることもあり、当初から生活技能の習得を目指す場合もある。教員は 1 人のみで、午前と午後で障害種別を分けて対応している。児童 9 人からの協力を得たバランガイ B では、近年普通級に障害をもつ児童が増加しているため、支援級設置に向けて準備中である。

こうした背景の中、4 歳～18 歳までの障害児 26 人の多くは普通級に在籍するものの、不就学の児童もいた。具体的な在籍状況は、幼稚園 4 人、普通級 16 人、支援級 3 人、不就学 2 人、退学 1 人、うち 4 人は年齢と学年が合わなかった。7 年生 (12～13 歳) 以上の年齢に該当する 6 人のうち、普通級在籍で年齢と学年が合っているのは 1 人のみであり (Lily, 12 歳, (言語障害)), 一度も就学したことのない 2 人を含む 4 人には知的障害があると見受けられた。補助教員の配置など個別支援がない状況での普通級在籍は、学年が上がるにつれ進や友人との関係が難しくなると思われた。

とはいえ、フィリピンでは留年や退学は比較的身近なことである。2013年から2022年間の修了率は男女の順に、初等教育後期が89%と95%、前期中等教育が75%と88%、後期中等教育が74%と83%である(ユニセフ/ノチエンティ研究所2023)。学校に行かない理由を年齢区分で見ると、5-11才では「学校に行く年齢ではない」52.3%、12-15歳と16-17歳では「学業に関心がない」がそれぞれ41.9%、28.3%と最も高く、「経済的理由」の8.1%、14.4%、15.4%は、「障害」の8.2%、9.8%、4.6%より高い(2021 Philippines Statistic Authority)。学校に行けなくてよいということにはならないが、障害があるから特別ということでもない。

普通級と支援級のいずれにおいても、障害のある子どもは概ね級友と良い関係を保っているようだった。特に低学年のうちには「学校では支援級以外にも友だちがいる」(Jorge, 6歳, 学習障害(知的障害)), 「学校で髪の毛のことをからわれることがあるが、友だちがいて毎日楽しい」(Beauty, 7歳, 不明), 「学校は友だちがいるから楽しい」(April, 7歳, 不明), 「学校には仲良しの友だちがいて一緒に遊ぶ。いじめられると先生に言う」(Theresa, 8歳, (知的障害))のように、学校は友だちがいて楽しいところと評価している。一方年齢と学年が一致しない場合、級友とは10歳の年齢差があり、当初はからかわれたが、今ではKuya(お兄さん)と親しまれている5年生のJohn Mark(16歳, 精神障害(ASD))や、インタビュー時も友だちが隣で話を聞いている1年生のRaimond(11歳, (言語障害))のように良い関係があると理解できる例と、近隣でのいじめは姉がかばい制止しているという1年生のAthena(9歳, (聴覚障害))や、支援級と同敷地にある小学校の普通級への転籍は、いじめの心配から消極的というJesse(18歳, 精神障害(知的障害))のように、そうとはいいいにくい例もあった。支援級担当者によれば、普通級において教員は障害のある児童を大事にするよう啓発し、各児童の強みを生かすよう、イベントで楽器演奏の機会を作ったり、絵を飾ったりしている。普通級の児童は障害児を大事にし(love)、できることに驚き、ともに喜んでいるとのことである。

子どもたちの暮らしぶりは似通っていて、障害のない子どもの生活と大きな違いはなかった。それは、家族と暮らし、家では何らかの手伝いをし(例:皿洗い, 掃除, 洗濯, 家畜の世話), 学校にも近所にも遊び友だちがいて毎日楽しく、親友の名前を挙げることができ、将来の夢があり、よく行く場所は近所の親戚の家で、テレビを見たりゲームをしたりして過ごし、 balan gay を超えて外出する機会はあまりないというものである。習い事や放課後等デイサービスがあるわけではなく、日本と比べれば経験の機会や選択肢が少なく、行動範囲が狭く感じられる。しかし、調査チームのメンバーによれば、障害のあるなしに限らず、子どもにとってはごく標準的な日常生活であり、成人を対象とした調査でも、 balan gay の広さ程度のコミュニティが日常の生活圏であることが指摘されている(西村他2019)。インタビューの順番を待つ間、子どもたちは友だちと遊んだり、お菓子を食べたり自由に過ごしていた。

### 3-2 成人障害者の日常生活

成人調査協力者の家族構成や日常生活の状況は一人ひとり異なり、介助サービスを使っ

ている人はいなかった。配偶者と子がいるのは身体障害をもつ女性3人で (Cheryl, 35歳 / Elly, 54歳 / Janine, 54歳), 知的障害があると思われる女性2人にも子がいた (Ana, 47歳 / Rose, 51歳)。身体障害 (肢体不自由) のある6人のうち5人は日常的な介助を必要とせず, 中途障害による歩行困難の Miguel (31歳, (身体障害, 難病)) は, 屋内外を這って移動し, 食事準備や洗濯を自分で行い, 自立した单身生活を送っていた。知的障害者の場合, 同居または近隣に住む親, きょうだいからの手助けを受けて暮らしていた。

何らかの仕事をしている場合, 雇用されているわけではなく, 人手が必要な時に働くといった働き方だった。13人のうち, 無職6人, 何らかの仕事あり5人 (農作業日雇い2人, 洗濯婦1人, 野菜売り1人, 自営1人), 専業主婦1人, 不明1人だった。日雇いで農作業をしている Nathaniel (30歳, 言語聴覚障害) には, 仕事の依頼は多く, 仕事仲間からの嫌がらせ等はない。自営は, 公共職業安定機関 (Public Employment Service Office :PESO) の一般的な職業訓練を受け, 美容師として働く Elly (54歳, 身体障害) の例であるが, 依頼者宅を訪問するもので, 店舗を構えているわけではない。Rose (51歳, (知的障害)) の「野菜売り」とは, 自宅の空き地で栽培した, あるいは山で摘んだ野菜を近所に売りに行くものであり, 売上で駄菓子を買い近所の子どもに与えてしまうということから, 生活の足しとなる収入にはなっていないと考えられる。

フィリピン労働市場の課題とされているのが不完全就業者の多さであり, 障害者に特有というわけではないものの, その多さは際立っている。フィリピン労働力調査によれば, 2018年の不完全就業者は就業者の16.4%と推計されている。産業別では, サービス業が45.5%, 農林水産業が34.6%, 鉱工業が19.9%の順で多いと推計され, 貧困・低所得世帯の収入源が農林水産業, 卸売・小売業, 運輸業などに多いという指摘とほぼ重なり, インフォーマル従事者が多い (鈴木2019)。これといった就職先がない町では, 学歴や特殊技能のない人にとって就職は難しく, Nathaniel のように日雇いの農作業で日々の糧を得ている人が多い。障害の有無に関わらず, 昼間から通りやサリサリストア (主に低所得者向けの零細小売店) 前にたむろする人も少なくない。調査チームの Ramel は, 「多くの手作業を必要とする農村の生活では, 複雑なことができなくても, 各自ができることをすることで集団全体としての生活が成り立つ」と語る。収入につながる仕事がなくとも, 何らかの役割があることで, 農村における標準的生活を送っているともいえる。

### 3-3 「障害」についての当事者の認識と障害者 ID の取得

調査を進めるうちに, 障害のある人の生活を理解する上で, 障害についての認識が一つの鍵になると考えるようになった。それは, 診断や認定を受けていないため自分の障害や障害名について知らない人の多さであり, 39人中半数の18人が障害者 ID を所持していなかった。ID の障害名が知的障害の人は0人で, この場合精神障害とされているようであり, 実際の障害とは異なると思われる例が散見された。理由として医師不足の他, かつては ID 申請に必要な障害の証明を, 専門職ではなく balan-gay (キャプテン) が行っていたことが挙げられた。「障

害名が何かより ID が発行され、20%の割引が受けられることの方が重要」, 「障害名の診断がついても医療やセラピーの費用が捻出できない」という理由から、家族を含む調査協力者は障害名を気にせず、協力者の選定に関わった SK も、日常的な関わりの中で知っている「何らかの障害のある人」を選んでいた。

受給資格証明として障害者 ID が必要であるものの、物理的障壁と経済的負担から取得をあきらめる場合も少なくなかった。MSWD 職員によれば手続きを簡素化し、かつてはバランガイと町役場 (MSWD)2 か所で必要だった手続きを町役場に一本化し、手数料も 20 ペソと低額であるため、誰でも簡単に申請ができるはずである。しかし当事者からすれば、町役場まで行く交通手段がなく、費用も時間もかかる。不自由な体でバイクタクシーやトライシクルにより役場に行っても長時間待たされ、結局何度も行かなければならず、取得しても町には特典が得られる店も、飛行機に乗る機会もない。そのため「行くだけ無駄」で申請には至らないということであった。

一方、ID 申請に必要な知識を持つ人が身近にいたことで、円滑に手続きができた人もいた。バランガイキャプテンまたは職員の情報提供 4 件、役場に勤務する友人・親せきからの紹介 2 件、障害者支援組織の支援者の助言 1 件に加え、支援級の教員の指導により在籍者が全員手続きしたという例、障害者の組織化を進めて SNS で情報共有したというバランガイ A の例である。7 バランガイのうち障害者組織があるのはバランガイ A と D の 2 つであり、町には当事者組織である PDAO はない。先行研究では制度の浸透や利用を高めるため当事者団体の役割が示唆されるものの、団体が成立しにくい理由として、人口密度の低さと限定的な交通手段の 2 点を指摘している (森・山形 2013)。調査地においては加えて、MSWD の消極的姿勢が指摘された。団体を通じた交流の機会が少ないことがあってか、協力者は待ち時間の間に会話を楽しんでいた (図 6)。



図 6 待ち時間に会話を楽しむインタビュー協力者

この会場では最後の 6 人目のインタビューが終わるまで協力者は一人も帰らず、提供したミリエンダ (軽食) を食べながら会話をしたり、他の協力者のインタビューに加勢したりしていた。

協力者と関係者は、障害は隠すことや負の価値を付与するものではなく、機能の状態としてとらえているようだった。例えばインタビュー会場には多くの人が集まったため、司会が「障害者のインタビューに参加する〇〇さんは前に来てください」とマイクで呼び出す場面があった。障害を隠す人がいるという日本の感覚から、私は慌てて止めようとしたが、司会によれば、名前が公的の場で呼ばれるのを喜ぶので問題ないとのことであり、協力者が気にかける様子はなかった。また、SKが準備したいずれのインタビュー会場もジムの一角に設けた机といすで、別室を設ける訳ではなかった(図4)。これらは当事者以外の人による配慮不足ともとれる。しかし、当事者による障害のとらえ方には、DisabilityではなくDifferently Abled(Elly, 54歳, 身体障害), 神から与えられたもの(Cheryl, 35歳, 身体障害), 悪口を言われてもポジティブにとらえる(Miguel, 31歳, (身体障害, 難病))といったものがあり、できない、劣っているといった負の観点からとらえている人はいなかった。こうした障害への肯定的態度や、信仰に基づく肯定的な見通しは、Palad et al.(2021),Tanaka et al.(2018),Lasco et al.(2022)と一致する。

### 3-4 近隣住民との関係

近隣住民との関係について質問した29人の回答は、「良い関係があると思う」が20人、「良い関係があるとはいえない」が2人、「どちらともいえない」が7人であった。この点に関し小学校教員からは、外国人調査者に対する遠慮や見栄があり、隠していることがあるのではないかと指摘を受けた。では、実際の関係はどのようなもので、なぜそう答えたのだろうか。

良好な関係を保つ理由として、第1に家族の理解と協力が考えられた。母が同じバランガイ出身で母方の親戚が近くに住む場合、近隣からの理解が得られやすいようであり、確認できた13人のうち8人が該当した。しかし調査チームによれば、協力を得られる親類は母方父方を問わないということであり、例えば、出稼ぎから帰国した母の育児放棄により叔父に引き取られたRaimond(11歳, (言語障害))の例では、叔父の妻の父が遠縁ながら親身に本児を世話し、家族が愛情を注ぎケアしている様子を見て、近隣住民も同じように接するようになるという。また母の再婚時存在を隠されたというChristian(20歳, 精神障害(知的障害))は、託された祖母や親族に大切に育てられ、近隣とも良好な関係を保っている。学校、近所にも友人が多いというBenedict(10歳, (聴覚障害, 身体障害))の母は異なるバランガイ出身であるが、父方の親戚は本児の障害を理解し支持的である。家族の理解と協力による影響は、Marella et al.(2016), Thatcher(2023)の見解と一致する。

第2は、近隣住民の理解であり、協力的な家族の存在に加え、同地区に長く住むことで近隣住民の理解につながっていると考えられた。例えばRubie(41歳, (知的障害))は母、姉と一緒に暮らし、生まれも育ちも同じところで、近所の人にも良く知られているので、特に問題を感じることはない。Khialla(20歳, (知的障害))は5人きょうだいで、本人を含む4人に精神障害または知的障害がある。付き添いで来た叔父の妻によれば、長男の攻撃的な行動に困った親は監禁も検討したが、近隣の理解により実行には至らなかった。Elizabeth(54歳, 身

体障害)は手助けが必要な際は、近所の人に気軽に頼め、手伝ってもらえる。バランガイ A 出身の Miguel(31 歳, (身体障害, 難病))のインタビューでは、近所に住むニナン(洗礼式または結婚式での代母)が通りかかり、ごく自然にインタビューに加わった。インタビュー終了後、お礼の米 5 キロをどう運ぶか尋ねると、「誰かが運んでくれるから問題ない!」と笑顔で言い、近くにいた少年に家まで運ぶよう頼んでいた。フィリピンでは年長者が年少者に手伝いや使い走りを頼むことは日常的であり、少年と Miguel が顔見知りかは分からないものの、少年は文句を言うでもなく米を運んでいた。

一方、他バランガイから妹と共に転居してきた Nathaniel(30 歳, 言語聴覚障害)の場合、近隣や職場の人との意思疎通がうまくいかない時は、近くに住む妹が仲介する。しかし当日 Nathaniel に同伴したのは妹ではなく、日本の町内会のイメージに近いブロックのリーダー Judy だった。近所に住んでいる訳ではないということだが、本人を気にかけて良く知っている様子で、冗談をかわしながら話をしていた。ある SK は、自分の妹にも障害があるからかもしれないが、障害者が身近にいるのは日常的なことであり、コミュニティの一員として認識していると話した。関係性は多様であり、ひとくくりにはできないが、近隣住民の理解と協力は、Tanaka et al.(2018) が指摘するように、伝統的な相互扶助慣習であるバヤニハンによるものといえるかもしれない。

しかし、住民からのいじめや差別がないわけではなく、孤立を感じているケースもあり、3つの理由が考えられた。第1は物理的環境であり、家が田んぼに囲まれ近隣と離れている(ただし、遊びに来る友だちはいる)Jason(8 歳, (視覚障害)), バランガイに小学校が2つあり、近隣の子どもたちと異なるバランガイの小学校に通う(ただし、全く遊ばないわけではなく、学校には友だちがたくさんいる April(7 歳, 不明))の例である。第2は不就学であり、いじめやからかいを心配する親の判断により子どもを就学させず、結果的に近所の子どもたちや保護者と親しくなる機会がないというケースである(Ashley, 16 歳, 精神障害(知的障害)/Andrea, 12 歳, 精神障害(知的障害))。小学校1年で学業停止するも、祭りや冠婚葬祭で人手が必要な際は、自分から料理や皿洗いを手伝うといった本人の行動特性も相まって、近隣から受け入れられているものの、町内で性被害未遂にあったという18歳の知的障害者の例もあった。第3にその他として、父は受刑中、障害のある子は不就学で、家族全体が孤立している例があった。物理的な孤立は障害を理由とする分離ではなく、学校では同年代の児童との関係が保たれている一方、重度の障害、知的障害を理由とした不就学のケース、受刑者の家族のケースは不就学の期間も長く、孤立はより深刻であると考えられた。

はっきりした回答がなくどちらともいえないのが、知的障害があると思われる女性の例であった。3人のうち2人には子があり、Ana(47 歳)はパートナーおよび3人の子と暮らし、様々な手助けを近隣の親戚から受け、Rose(51 歳, 言語聴覚障害)は既に自立してパートナーをもつ息子がいるものの、子育ては本人ではなくほぼすべて本人の母が行ったという。いずれも就学経験はなく、婚姻歴や子を持った経緯は不明である。前述の Khialla(20 歳, 精神障害(知

的障害))は、いじめ、成績および行動上の問題から8年生で学業停止したが、近隣からは理解されているという。

### 3-5 コミュニティのインクルージョンに関する関係者の認識

障害者の地域におけるインクルージョンについて、関係者の認識は概ね共通していた。それは、当事者および家族による認識と同様、周囲による障害の理解と、理解を促進あるいは阻む障害者との接点の有無が鍵になるということである。また、そこには、家族による障害理解と受容も関係している。

MSWD 所長によれば、障害者の多くは、コミュニティの小学校に通い、近隣、親せきに囲まれ、自由な生活を送っている。しかし、知的障害者、支援級在籍者については、コミュニケーションをとりやすく、周囲からも理解されづらいため、孤立するケースがあるのではないかとのことである。

MSWD 職員によれば、障害者への差別はなく、人々は違いを見るのではなく、同じ人間であるととらえている。子どもの頃にからかいやいじめがあるのは、障害に対する理解や知識がないからであり、大人になってまで差別する人はいない。両親の過保護により外出させないことはあるものの、街中でも他の市民と同じように扱われている。

支援級教員によれば、コミュニティにおいて障害者は理解されている。卒業後の進路の実績として、大工、零細商店の経営などがあるものの、就職は難しい。スーパーの陳列をする ASD の例を見たことがあり、そういった仕事でも皿洗いでも何でもいいので仕事が見つかるというが、なかなか雇ってくれない。

小学校教員によれば、コミュニティでは受け入れられていないケースもある。理由として、保護者の過保護な態度があり、家の中に隠して学校に行かせないことがある。就学させない理由には親の無知や(例: ビタミンや栄養を十分にとればいつか他の子のようにになると信じ、結果的に就学のタイミングを逸してしまう)、多子により障害のある子を受け入れず、心理的に虐待することがある。逆に、親が受容的であり、子の障害についてもオープンであれば、近隣住民はその態度から障害者への対応を学び、結果的に受容的になる。近隣住民の理解や協力、インクルージョンに関する問題は、両親にあると考える。

## 4 考察

本研究では、フィリピン、ミンダナオ島の農村にて、障害者の日常生活とインクルージョンに関して障害者と家族、関係者にインタビューを行った。当初の想定と異なり障害種別も年齢も多様な障害者から協力を得たこと、時間的制約より想定した質問ができなかったことから、データと分析が不十分であるものの、以下のことが明らかになった。まず、町には特別支援級が1つしかなく、障害のある児童のほとんどは普通級に在籍し、学校でも家の近隣でも多くの友人と過ごし、障害のない児童と概ね同様の生活を送っていた。次に、近隣住民

との関係は29人のうち20人が「良い関係がある」と回答し、理由として家族の理解と協力、そこから生じる近隣住民の理解、孤立を感じる理由として近隣からの物理的距離、不就学の影響が考えられた。そして、協力者と関係者のいずれも、障害に否定的な意味合いを付与していなかった。福祉サービスがなくても日常生活が成り立つ背景には、親密な家族の絆、バヤニハン(人との協力、結束)、パハラナ(何が起ころうとも何とかなる、神が助けてくれる)といったフィリピン人が育んできたメンタリティがあることが伺えた。また、インクルージョンに関連する先行研究との共通点として、障害の肯定的なとらえ方(Palad et al.,2020, Tanaka et al.2018, Lasco et al.2022)、社会参加の阻害／促進要因としての家族の理解と協力(Marella et al.2016, Thatcher 2023)があった。以下では、こうした暮らしの中から、身近な近隣社会におけるインクルージョンの手がかりを考察する。

第1は、学校、生活の場いずれにしても、障害の有無で分けずはじめから共に過ごすことである。当然共に暮らすだけで障害者が直面する様々な困難が解決できるわけではなく、障害者のための専門的サービスの充実が必要である。しかし、制度やサービスが充実するほど、障害者が感じる障壁を他人事ととらえてしまうことがあるのではないか。日本では内閣府の「障害者に関する世論調査」によれば、障害者に手助けをしたことがない理由の最多は「困っている障害者を見かける機会がなかったから」であり、平成29年79.5%、令和4年79.4%と、この間2020年東京パラリンピックを機とする障害理解研修が盛んに行われたものの変化がない。手助けするかどうかは別にしても、共に過ごす機会がなければ、身近に障害者がいることにも気づけない。分けることは、非障害者にとっての機会を奪うことでもあるといえる<sup>3)</sup>。

第2に、評価に基づく選別をしないという障害のとらえ方である。ここまで障害とは何か明確にせず論じてきたが、インタビューの範囲では、障害は機能の状態として理解され、負の意味は付与されていなかった。またフィリピン政府への総括所見で指摘された法律および政策全般における「医療的及び慈善アプローチ」の前者は、障害者IDの取得に必要な手続きで見られたもの、関係者の見解には見られなかった。稼働能力を高めるための訓練という発想や、障害に伴う問題が機能的制約から生じるといった障害の個人モデル、社会的障壁が障害をつくるという社会モデルのとらえ方もなく、障害を人の多様性の一部として理解していた。

障害への否定的な価値を書き換えようとする障害文化は、それが反転することで別の人々の否定的評価につながる。そこで、評価そのものから降りる方向性や(榊原2011)、能力はあるに越したことはないという論理を維持したまま、能力のない身体を肯定するという戦略(石島2019)がとられることがある。榊原によれば、この評価から「降りる」方向性は、障害者の生産性や消費への貢献を強調する社会モデルと異なる。生産手段の所有や消費への貢献が困難な人が主流の調査地の社会環境では、障害は必ずしも負の結果を導かないという解釈が可能かもしれない。しかしむしろ榊原が指摘するように、優劣に基づく選別をやめ多様性があることを善とする立場が、共生やインクルージョンの理念に結びついているのではないか。

第3は、一人ひとりを多様な存在のまま尊重するという個人の尊厳の理解である。障害を

機能の状態としてとらえ、負の意味を付与しないことは、存在や生そのものを慈しむことでもあった。権利条約第19条一般的意見パラグラフ3は、地域社会に包容される平等の権利の基礎となるのは、全ての人間は生まれながら尊厳と権利について平等であり、全ての生命は平等な価値を持つという、中核となる人権原則であるとしている。植民地支配や独裁への抵抗、民主化運動の中で常に国家や公権力と対峙してきたフィリピンは、人権教育を制度化し、国家および市民社会が熱意をもって取り組んできた(阿久澤2006)。また、フィリピンで比較的早く障害関連法が整備された背景として、政治家、行政官、国民などの少数者の人権に対する意識の高さが指摘される(知花2009)。本調査は障害者と保護者、関係者のインタビューに留まるが、こうした取り組みの結果が市民の人権感覚として根付いているのではないか。日本の障害者福祉には多くの課題はあるものの、確実に進歩している。しかし、最も根底にあるべき人としての尊厳、権利という点において後進的な部分がある。

本調査を通して得られたインクルージョンの手がかりは、いずれもごく当たり前のことであるが、日本社会で実践、実現する難しさに改めて直面させられる。障害者福祉に関する本を開けば、困りごと、解決困難な課題、ニーズの充足といった言葉が列挙され、支援者は負に着目しやすい。ストレングスを強調する際「障害があっても」と負の差異から称揚していないか、障害について説明する際一元的評価の視点から価値を強化していないか、もっといえば根底で障害を欠陥ととらえていないか点検したい。日本は欧米から障害者福祉の理論や方法を学び、今では国際協力を通して多くの国の障害者を支援している。しかし立ち止まってみると、フィリピンの小さな人々の生き方から学ぶべきことが多くあることに気づく。

## 謝辞

インタビューに協力下さったプレジデントロハス住民の皆さん、調査チームの皆さん、特に通訳 Precious Cañete Getrosa 氏、コーディネータ Curt Jade L. Montecalvo、そしてジュンジュンに感謝申し上げます。

## 注

- 1) フィリピン政府が2018年に受けた国連障害者委員会の総括所見では、第16条「搾取、暴力及び虐待からの自由」に関し、私的領域における性的搾取を含む家庭内暴力からの救済、人身取引防止の戦略が障害のある女性及び少女に対処することの確保等を含む第31項について、第14条「身体的自由及び安全」に関する29項とともに、緊急措置を取るべきとして注意喚起しているという現状もある。
- 2) その後PDAOは2011年4月5日に出された大統領令第33号に基づき、政府サービスの合理化と効率のサービス提供のため、委員会の構成はそのままに、大統領執務室から社会福祉開発省(DSWD)の傘下に戻されている。

- 3) 質問文が若干違うが1997年と2023年の同調査を比較すると、障害者と気軽に話したり手助けをしたことがあるという回答は、55.5%から61.9%に増加し、手助けをしなかった最多の理由「機会がなかった」は85.1%から79.4%に減少している。四半世紀かけて、理解は若干進んだということだろうか。

## 引用文献

- 知花いづみ (2009) 「フィリピンにおける障害者の法的権利の確立」 小林正之編『開発途上国の障害者と法:法的権利の確立の観点から』調査研究報告書, アジア経済研究所.
- Committee on the Rights of Persons with Disabilities(2018)Concluding observations on the initial report of the Philippines([https://www.jdnet.gr.jp/report/17\\_02/170215.html#3](https://www.jdnet.gr.jp/report/17_02/170215.html#3) フィリピン初回審査総括所見 JD 仮訳, 2025.3.3)
- Human Rights Watch(2022) Philippines: Submission to the UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights(<https://www.hrw.org/news/2022/08/15/philippines-submission-un-committee-economic-social-and-cultural-rights2025.3.3>)
- 石島健太郎 (2019) 「蝙蝠を生きる—進行する障害における能力と自己の肯定」 榊原賢二郎編著『障害社会学という視座』新曜社, 115-135.
- Lasco, G., Nuevo, C.E.L., Nolasco, M.L.P. et al. (2022) "It's as if I'm the one suffering" : Narratives of Parents of Children with Disability in the Philippines, Acta Medica Philippina, [Internet], 56(7), 30-42.
- Marella, M., Devine, A., Armecin, G.F. et al. (2016) Rapid assessment of disability in the Philippines: understanding prevalence, well-being, and access to the community for people with disabilities to inform the W-DARE project. Population Health Metrics, 14, 26.
- 森壮也・山形辰史 (2010) 「フィリピンの障害者の生計—2008年マニラ首都圏障害調査から」 森壮也編『途上国障害者の貧困削減—かれらはどう生計を営んでいるのか』岩波書店, 59-87.
- 森壮也・山形辰史 (2013a) 「障害者の生計:フィリピンの都市と農村」 森壮也・山形辰史編『障害と開発の実証分析』勁草書房, 73-119.
- 森壮也・山形辰史 (2013b) 「障害者政策の効果:社会の役割」 森壮也・山形辰史編『障害と開発の実証分析』勁草書房, 138-165.
- 森壮也・山形辰史 (2018) 「フィリピンの障害女性・障害児の教育についての実証分析」 森壮也編『途上国の障害女性・障害児の貧困削減』アジア経済研究所, 153-196.
- Nasir, M.N.A., Efendi, A. N.A.E., Hussain, R.B.M. (2019) Assessing the Situation of Disability Research in the Philippines: an Exploratory Study, e-BANGI Journal, 16(8), 1-12.
- Palad Y., Ignacio M. L., Genoguin R. K. et al. (2021) Filipino Attitudes to Disability Scale (Fil-ADS(D)): Factor Structure Validation and an Assessment of Filipino Attitudes. Scandinavian

Journal of Disability Research, 23(1), 27–38.

Philippine Statics Authority (2021)2019 FLEMMS Functional Literacy, Education, and Mass Media Survey Final Report.

Philippine Statics Authority (2024) 11 out of 18 Regions Recorded Significant Decreases in Poverty Incidence in 2023 (<https://psa.gov.ph/content/11-out-18-regions-recorded-significant-decreases-poverty-incidence-2023>, 2024.12.24)

榊原賢二郎 (2011) 「人への価値付与と障害」『障害学研究』 7, 275-300.

Susmerano, E. B. and Yamada K. (2022) Revisiting auxiliary social services for persons with disability: The Philippines case, International Journal of Social Welfare, 31(2) , 187-202.

鈴木良 (2020) 「日本において脱施設化が進まないのはなぜか」『障害学研究』 16, 156-163.

鈴木有理佳 (2019) 「フィリピン労働力人口の最終学歴と就業先」 柏原千英編 『フィリピンにおける就労状況・労働市場と経済発展研究会調査研究報告書』 アジア経済研究所, 1-11.

Tanaka, C., Tuliao, M.T.R., Tanaka, E. et al. (2019) A qualitative study on the stigma experienced by people with mental health problems and epilepsy in the Philippines, BMC Psychiatry, 18:325.

寺村晃 (2020) 「知的障害者にとっての居場所と地域コミュニティ：フィリピン農村部のある事例から」『未来共創』 7, 119–134.

Thatcher, B. J. (2023) Value Fragmentation for Persons with Disabilities in the Family: A Case Study in Valenzuela City, Philippines, Philippine Journal of Development, 47(1) , 79-98.

WHO(2023)Disability-Key Facts (<https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/disability-and-health,2025.2.22>)

山形辰史・森壮也 (2008) 「フィリピンの障害者の生計と障害自助団体－ 2007 年予備調査結果より」 森壮也編 『障害者の貧困削減：開発途上国の障害者の生計』 調査研究報告書, アジア経済研究所, 113-130.

ユニセフイノチェンティ研究所 (2013) 『世界子供白書 2023 日本語版 (要約)』, 公益財団法人日本ユニセフ協会.